

日本経済

2021 年は「デジタル化元年」に

2020 年 12 月 2 日

Chief Investment Office GWM

青木大樹、日本地域 CIO(最高投資責任者) daiju.aoki@ubs.com; 細野光史、アナリスト

- 日本のデジタル化は、これまで欧米に比べて大きく立ち遅れていた。人々の行動や日本企業の雇用文化、そして政府の政策スタンスにみられる「慣性」、すなわち既存の社会構造や慣行から脱却できない状況が、デジタル変革を阻害してきた要因として挙げられる。
- しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大や深刻な労働力不足、政府の経済政策の転換等を背景に、2021 年は日本の「デジタル化元年」になりそうだ。来年度のソフトウェア投資額は、前年比で約15%増を予想する。
- 日本企業の2021年度(2022年3月期)の当期利益を我々は40%増と予想する中、デジタル化の進展は2021年の日本株式への投資機会を提供する1つの分野になると見ている。



出所:iStock

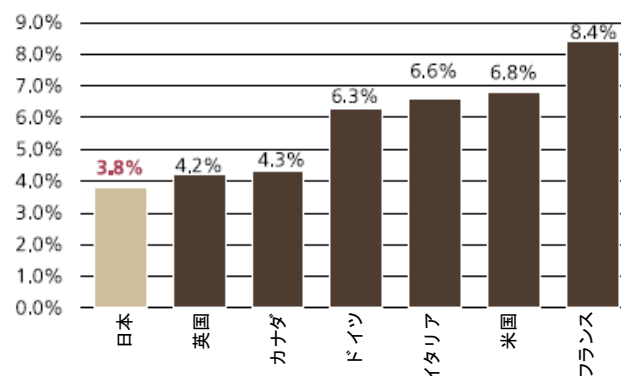
日本の経済成長率は、新型コロナの感染拡大により2020年4-6月期(第2四半期)には大きく落ち込んだが(前四半期比マイナス8.2%)、第3四半期には堅調に回復した(前四半期比+5.0%)。鉱工業生産指数や機械受注など、設備投資の先行指標に大幅な回復基調が見られ、世界貿易も上向きつつあることから、設備投資の伸びは、2020年第4四半期から2021年第1四半期にかけて、プラスに転じると思われる。景気回復による設備投資の改善に加えて、2021年は企業投資の構造的変化も焦点になると考える。今後、日本のデジタル化投資は、大きく次の3つの要因により、構造的成長が下支えられると考える。

まず、コロナ後のニューノーマル(新常態)が、2021年に企業のデジタル化投資を加速するだろう。2021年から2022年にかけてワクテンが一般に普及すると予想され、これにより経済の正常化、さらには設備投資の回復が後押しされると予想する。

一方で、人々のライフスタイルや働き方、飲食の方法などに多くの変化が継続するとみられる。高齢者を含めて、買い物や学習、コンサート、飲食の注文にいたるまでオンラインサービスを利用する人が増えている。また、リモートワークの効率化に向けて企業内でも変革が進んでいる。このような日本における行動や価値観の構造的変化が、2021年にデジタル化に向けた企業投資を加速させるだろう。

図表 1 - 主要国の IT 投資額の伸び率

労働者 1 人当たりの投資額、期間:2015-2019 年
(年平均成長率、%)



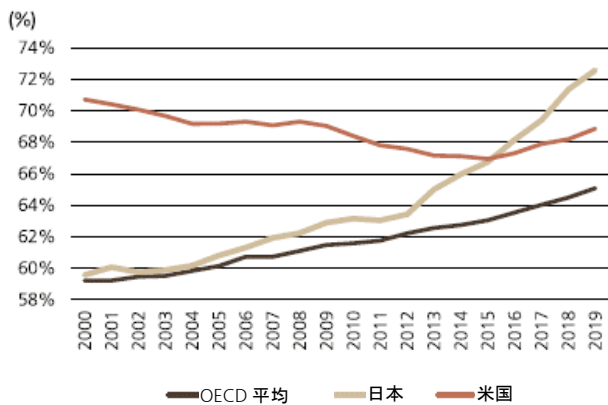
出所:内閣府、UBS

第2に、人手不足が深刻化する中、労働生産性を向上させるための取り組みとして、いよいよデジタル化をはじめとする設備投資の拡大が今後進むとみられる。日本の労働者1人当たりのIT投資の伸びは、依然として主要国の中で最低であり、伸び余地が大きい(図表1参照)。今後、女性の労働参加率や外国人労働者数の更なる増加に頼ることができない現状においては、深刻化する労働力不足に対応するため、生産性向上に資する設備投資等の取り組みが加速すると考えられる(図表2参照)。

本稿は、UBS Securities Japan Co., Ltd. が作成した“Japanese economy: 2021 to herald Japan's digitalization”(2020年12月2日付)を翻訳・編集した日本語版として2020年12月7日付でリリースしたものです。本レポートの末尾に掲載されている「免責事項と開示事項」は大変重要ですので是非ご覧ください。過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。本レポートに記載されている市場価格は、各主要取引所の終値に基づいています。これは本レポート中の全ての図表にも適用されます。

日本経済

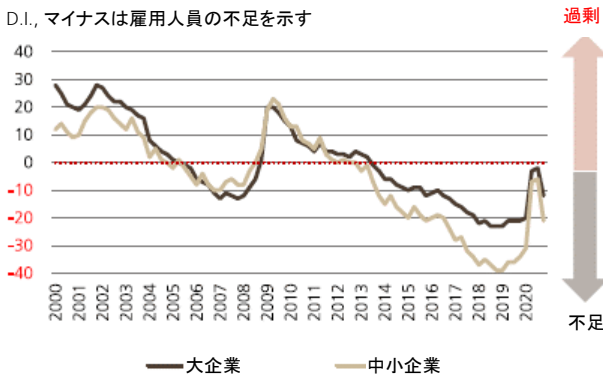
図表 2 - 女性の労働参加率



出所: OECD, UBS

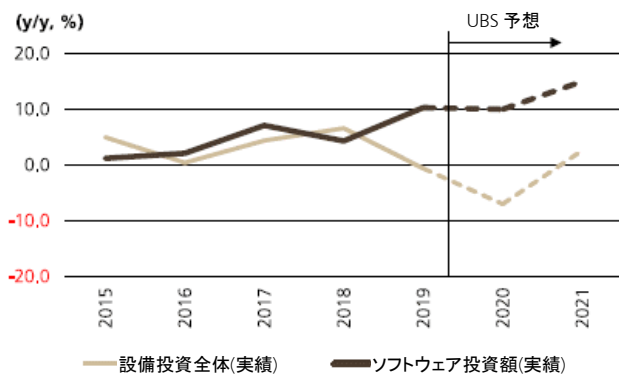
日銀の9月短観によると、企業は、新型コロナの世界的感染拡大の中でも労働力不足に直面しており(図表3参照)、2020年度のソフトウェアを除く設備投資計画が急減したにもかかわらず、ソフトウェア投資計画については前年比プラスを維持している。ソフトウェア投資額は2019年度の前年比10.3%増、2020年度の約10%増から、2021年度には約15%増に上昇すると予想する(図表4参照)。

図表 3 - 日銀短観、雇用人員判断 D.I.



出所: Haver, UBS

図表 4 - 設備投資全体およびソフトウェア投資額 (実績および UBS 予想、前年比、%)



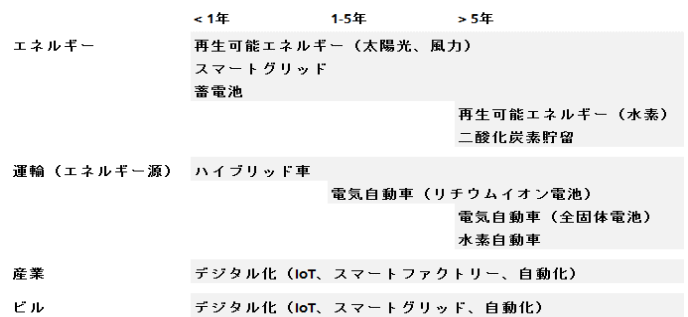
出所: Haver, UBS

最後に、政府の強い支援が、企業のデジタル化への取り組みにおいて最も重要な要素になるだろう。デジタル化は、菅政権の2021年度の最重要課題の1つである。2021年、自民党の総選挙が9月に予定され、10月には衆議院選挙が実施されると見られる中、菅首相にはデジタル化を通じた設備投資と民間消費を加速させることで経済成長を促したいという強い動機がある。

具体的に、政府は司令塔となる「デジタル庁」を創設して日本のデジタル化をけん引する考えだ。デジタル庁は、民間企業が利用できるデジタルサービスの基盤を提供し、官民サービスのデジタル化を推し進める。また政府は、2021年度の税制改革案に民間のデジタル化投資を対象にした優遇税制措置を盛り込み、追加予算と通常予算には関連の補助金が計上される見通しだ。どちらも12月中旬に発表されると見込まれている。

政府のグリーン政策もデジタル化技術を推進するだろう。2050年までにカーボンニュートラルを実現するという新たな目標を実現するためには、イノベーションが関連投資を拡大させる鍵を握るだろう。我々は、再生可能エネルギーの活用や自動運転、サービスや製造業のロボット導入等にとって、デジタル化技術が必要不可欠になると考える。政府は新たな経済成長戦略で、グリーン政策とデジタル化が日本の将来的な成長の両輪になると強調している。

図表 5 - グリーンテック投資機会のタイムライン



出所: UBS, 2020年11月現在

これまでは既存の社会構造や慣習から脱却できない日本の「慣性」が、日本のデジタル化を阻んできた。それは1)人々の行動(高齢者は一般的にデジタルサービスの利用に消極的)、2)企業の雇用文化(ソフトウェア投資を拡大するよりも、女性、高齢者、外国人の労働力に依存)、3)政府の政策スタンス(デジタル化に向けた成長戦略の優先順位が低い)によって生じたものである。しかしながら、新型コロナや深刻な労働力不足、アベノミクス以降の政府の経済政策の構造的変化によって、2021年は日本の「デジタル化元年」になりそうだ。日本企業の2021年度(2022年3月期)の当期利益は40%増と予想する中、デジタル化の進展は、2021年の日本株式への投資機会を提供する1つの分野になると見ている。

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS チーフ・インベストメント・オフィス・グローバル・ウェルス・マネジメント(UBS Switzerland AG またはその関連会社)が作成したりサーチラポートをもとに、UBS 証券株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したのではなく、金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものではありません。本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したのですが、その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

UBS 各社(またはその従業員)は随時、本レポートで言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本レポートで言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、また、過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。一部の投資はその価値が突然大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等：UBS 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2633 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当社における国内株式等の売買取引には、ウェルス・マネジメント本部のお客様の場合、約定代金に対して最大1.10%(税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大1.375%(税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらの手数料を超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。インベストメント・バンク部門のお客様については、お客様ごとの個別契約に基づいて手数料をお支払いいただくため、手数料の上限額や計算方法は一律に定められておりません。国内株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されます。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、お申込み金額に対して最大3.3%(税込)の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大0.3%の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大5.0%の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大2.34%(税込・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。

日本経済

「UBS 投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大1.76%(税込)の運用報酬をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの1%または1円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの2%を上限とします。

UBS 銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

© UBS 2020 無断転載を禁じます。UBS はすべての知的財産権を留保します。UBS による事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者
商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品仲介業務を行う金融商品仲介業者
商号等: UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザーズ株式会社 関東財務局長(金仲)第 898 号